14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　第１号２⑷に同じ

⑷　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　床版支間長5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は、㋐を満たすこと。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。

ただし、㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　第１号２⑹に同じ

⑹　①工事、②工事共に当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成27年１月から平成27年12月を予定する。

また、本公告において申請できる技術者は、１名とする（上記１⑵に示した一括審査対象工事２件で１名。）

①　第１号２⑺①に同じ

②　１人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

ただし、㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は、㋐を満たすこと。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑺③に同じ

⑺～⑽　第１号２⑻～⑾に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴　第２号３⑴に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　工事全般の施工計画（２件の工事において共通）

㋑　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ

④～⑤　第２号３⑵④～⑤に同じ

⑶～⑷　第２号３⑶～⑷に同じ

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～②　第１号４⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年８月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、下記の日時に関東地方整備局総務部契約課にて行う。

①工事　平成26年８月８日14時30分

②工事　平成26年８月８日13時30分

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。

⑺　開札後、次の順番で落札決定を通知する。

１．②工事

２．①工事

５　その他

⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ

⑺～⑿　第１号５⑻～⒀に同じ

⒀～⒃　第１号５⒂～⒅に同じ

６　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : ①Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Iinumagawa viaduct No. 3. ②Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Iinumagawa viaduct No. 4.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年５月 12 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局副局長　山根　尚之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成26年度名古屋港外港地区防波堤（知多堤）嵩上工事

⑶　工事場所　名古屋港防波堤（知多堤）

⑷　工事内容　本工事は、名古屋港外港地区防波堤（知多堤）における上部工、断面補修工、ケーブル敷設工、雑工を施工するものである。（詳細は入札説明書による。）

⑸　工期　平成27年３月16日まで

⑹　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、主任技術者又は管理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することで、「現場経験の少ない技術者の技術向上を図る」試行工事である。

⒀　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒁　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒂　本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事である。